

厚生労働省発障第1218002号

平成19年12月18日

一部改正 厚生労働省発障第0229001号

平成20年2月29日

各 都道府県知事  
指定都市市長  
児童相談所設置市市長 殿

厚生労働事務次官

### 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について

標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号本職通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」は廃止する。

おって、平成18年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

## 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱

### （通則）

- 1 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

- 2 この国庫負担金は、障害児施設における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児施設において受けた施設支援等に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

### （用語の定義及び解釈）

- 3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 「障害児施設」とは、児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設並びに同法第27条第2項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）をいう。
  - (2) 「障害児施設措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった場合における同法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき同法第45条の最低基準を維持するための費用（指定医療機関については、委託後の治療等に要する費用とする。）をいい、次の費目に分けるものとする。

#### ア 事務費

障害児施設を運営するために必要な職員の人工費、その他の事務の執行に伴う

諸経費をいう。

#### イ 事業費

事務費以外の経費であって、障害児施設に入所している措置児童等（ただし、措置停止中のものを除く。）に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

- (3) 「障害児施設の定員」とは、都道府県、指定都市、中核市及び市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）以外（以下「社会福祉法人等」とする。）の設置する施設にあっては、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長が認可した定員をいい、都道府県、指定都市、中核市及び市町村の設置する施設にあっては、当該地方公共団体が、条例等で定めた定員をいう。
- (4) 「措置児童等」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった児童及び同法31条、同法63条の2に規定する在所期間の延長を認めた者並びに同法63条の3に規定する措置を認めた者をいう。
- (5) 「知的障害児施設」にあっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第1号に規定する自閉症児施設（以下「自閉症児施設」という。）を区別して呼称するものとし、また同第48条第2号に規定する第一種自閉症児施設又は同条第3号に規定する第二種自閉症児施設のいずれかを指す場合にはそれぞれ「第一種自閉症児施設」又は「第二種自閉症児施設」と呼称する。
- (6) 「盲ろうあ児施設」にあっては、児童福祉施設最低基準第60条第1項に規定する盲児施設、同条第2項に規定するろうあ児施設及び同条同項第1号に規定する難聴幼児通園施設のいずれかを指す場合には、それぞれ「盲児施設」、「ろうあ児施設」及び「難聴幼児通園施設」と呼称する。
- (7) 「肢体不自由児施設」には、その入所部及び通園部（昭和38年6月11日厚生省発児第122号通知「しき不自由児施設の通園児童に対する療育について」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。）を含み、そのいずれかを指す場合には、「肢体不自由児施設入所部」又は「肢体不自由児施設通園部」と呼称する。また、「肢体不自由児施設」にあっては、児童福祉施設最低基準第68条第3号に規定する肢体不自由児療護施設（以下「肢体不自由児療護施設」という。）を区別して呼称する。
- (8) 「重症心身障害児施設」には、重症心身障害児を入所させる指定医療機関を含むものとする。
- (9) 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費、事業費の月額及びその他の単価であって、5の(1)のウに定めるところにより都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長がその施設について設定したものをいう。
- (10) 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員又は入所者数並びにその

他の員数を乗じて得た額等であって、5の(1)のエ又は(2)のウに定めるところにより施設に対し各月算定して支弁しなければならないものをいう。

- (11) 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（特別支援学校の中学校部を含む。）をいう。
- (12) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- ア 「1級地」とは、人事院規則九一四九（地域手当）（平成18年2月1日人事院規則九一四九）附則別表第二（以下「級地区分表」という。）の支給割合が100分の14.5とされている地域とする。
- イ 「2級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の12とされている地域とする。
- ウ 「3級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の11とされている地域とする。
- エ 「4級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の10とされている地域並びに東京都のうち小金井市及び神奈川県のうち逗子市とする。
- オ 「5級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の8.5とされている地域とする。
- カ 「6級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の8とされている地域とする。
- キ 「7級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の7.5とされている地域とする。
- ク 「8級地」とは、大阪府のうち岸和田市及び忠岡町とする。
- ケ 「9級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の6.5とされている地域とする。
- コ 「10級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の6とされている地域（大阪府のうち岸和田市を除く。）及び大阪府のうち大阪狭山市とする。
- サ 「11級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の5.5とされている地域とする。
- シ 「12級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の5とされている地域とする。
- ス 「13級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の4.5とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市とする。
- セ 「14級地」とは、福岡県のうち北九州市及び埼玉県のうち狭山市とする。
- ソ 「15級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の3とされている地域（福

岡県のうち北九州市を除く。) 及び埼玉県のうち蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、東京都のうち東久留米市及び東大和市、神奈川県のうち座間市、綾瀬市及び寒川町、京都府のうち長岡京市、大阪府のうち松原市、大東市及び摂津市並びに広島県のうち府中町とする。

タ 「16級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の2.5とされている地域とする。

チ 「17級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の2とされている地域とする。

ツ 「18級地」とは、北海道のうち小樽市、神奈川県のうち伊勢原市、静岡県のうち熱海市及び伊東市、兵庫県のうち川西市、山口県のうち下関市並びに福岡県のうち久留米市及び飯塚市とする。

テ 「その他」とは、アからツ以外の地域とする。

(13) 「指定施設支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第557号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定施設支援(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援をいう。)に要した額とする。)をいう。

#### (交付の対象)

4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。

##### (1) 障害児施設措置費国庫負担金

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置をとった場合における同法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき、同法第45条の最低基準を維持するために必要な費用(指定医療機関については、委託後の治療等に要する費用とする。)。

##### (2) 障害児施設給付費等国庫負担金

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第24条の2に規定する障害児施設給付費、同法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費若しくは第24条の7に規定する特定入所児食費等給付費又は第24条の20に規定する障害児施設医療費(以下「障害児施設給付費等」という。)の支給をした場合における同法第50条第6号の4に規定する障害児施設給付費等の支給に要する費用。

#### (交付額の算定方法)

5 この国庫負担金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とす

る。

### (1) 障害児施設措置費国庫負担金

#### ア 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合算額の全施設等の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における才に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

#### イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した国庫負担の基本額に対し、児童福祉法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担することである。なお、国、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市は、同法第50条第7号及び第7号の2の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその措置費を負担するものである。

経費の種別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置費の負担区分	
			都道府県 指定都市 児童相談所 設置市	国
施設の措置費	都道府県、 指定都市及び 児童相談所設置市	都道府県立施設、 市町村立施設及び 社会福祉法人立施設等	1／2	1／2

#### ウ 保護単価の設定の方法

##### ① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児施設について、次の②から③までに定めるところによりその年度における措置費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児施設の長に対し

通知する措置を講ずること。

## ② 事務費の保護単価の設定方法

(ア) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児療護施設のその年度における措置児童1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表5の事務費の保護単価の、1一般分保護単価（別表6または別表7の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が別表1の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

(イ) (ア)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(ア)の方法により、その施設の保護単価を改定する。

## ③ 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、別表2の(2)から(18)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定するものとする。

# エ 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

## ① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、児童福祉法第50条第7号及び第7号の2の規定によりその施設等に対し、②及び③に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。

## ② 障害児施設措置費の費目の使途及び各月の支弁額の算式

知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設、第一種自閉症児施設、重症心身障害児施設に対する措置費の費目の種類は、別表2の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとする。

## ③ 定員外支弁の禁止

障害児施設措置費の支弁額の算定にあたっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員をこえる部分は算入しないものとする。

# オ 徴収金基準額

## ① 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童単位に、別表4-1の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、措置児童等で、各月初日の年齢が20歳以上である者（この項において「入所者」という。）の場合には、次により算定した額の年間の合算額とする。

別表4-2の各月初日の入所者の対象収入等による階層区分によって定まる基準額と別表4-1の施設種別及び各月初日の入所者の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額との合算額（この額にその月のその入所者に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）とする。

## ② ①における各月の支弁額の算定方法

（ア）知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児療護施設の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式（1）により算定した額とする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式（2）によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費は、徴収の対象とはならないこととする。

### 算 式（1）

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式（2）においても同じ。）+事業費の各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁した合算額

### 算 式（2）

[（事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

(イ) 肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、第一種自閉症児施設又は重症心身障害児施設の措置費の各月のその措置児童1人当たりの支弁額は、事業費の各費目のその月におけるその措置児童につき支弁した額（その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの事業費の各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、前記①の算式（2）に準じて算定した額。）の合算額とする。

なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。

## (2) 障害児施設給付費等国庫負担金

### ア 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額（別表3の第3欄に掲げる基準額の合計額をいう。）を基本額として負担するものであること。

### イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した基本額に対し、障害児施設給付費等については、児童福祉法第53条の規定により、その2分の1に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、同法第50条第6号の4及び第53条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその障害児施設給付費を負担するものである。

経費の種別	実施者の区分	障害児の入所先施設の区分	障害児施設給付費等の負担区分	
			都道府県 指定都市 児童相談所 設置市	国
障害児施設給付費等	都道府県、 指定都市及び 児童相談所設置市	都道府県立施設、 市町村立施設及び 社会福祉法人立施設等	1／2	1／2

## ウ 対象経費等

障害児施設給付費等の費目の種類は、別表3の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

### (国庫負担金の概算払)

- 6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

### (交付の条件)

- 7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ。
  - (2) 事業が予定の期間内に完了していない場合又は事業の執行が困難となった場合には速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を国庫に納付させことがある。
  - (5) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

### (申請の手続き)

- 8 この国庫負担金の交付の申請を行う場合には、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付申請書」（様式第1号）を毎年6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

### (変更申請手続)

- 9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金変更交付申請書」（様式

第2号)に、関係書類及び当該措置費等に関する歳入歳出予算書抄本を添付して、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

11 都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金に係る事業実績報告書」(様式第3号)に関係書類及び当該措置費等に関する歳入歳出決算書抄本を添付して、翌会計年度の6月末日(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣にこれを提出すること。

(国庫負担金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 (1) 端数計算の方法

障害児施設措置費国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し又はある金額に数値を乗じて計算した場合1円未満の端数を生じたときはその端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとすること。

ただし、障害児施設給付費等国庫負担金の算定方法に基づき算定する場合及び健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合においては、その定めるところによるものとする。

(2) 保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

別表1

単価の名称 第1欄	設定の要件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 小規模施設の加算分保護単価	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設又はろうあ児施設であって、別表6のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書きに掲げる職員がおかされている場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1) 小規模施設加算分保護単価
2 職業指導員加算分保護単価	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設又はろうあ児施設であって、別表6のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかかれている場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2) 職業指導員加算分保護単価
3 幼児加算分保護単価	盲児施設又はろうあ児施設であって幼児が入所している場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価
	知的障害児通園施設であって幼児が入所している場合	別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価
4 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。)の場合	一般分保護単価(小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額)または、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率(ただ

		し、加算率については別に定めるところにより、全部または一部を減ずることができる。)
5 指導員特別加算分 保護単価	盲児施設又はろうあ児施設の場合	別表5の事務費の保護単価表 の2 加算分保護単価の(5) 指導員特別加算分保護単価
6 知的障害児自活訓 練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価

別表2

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄			
(1) 事務 費	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設又は肢体不由児療護施設	施設を運営するため必要な職員の入件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)（関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置人員にかかるわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(3)）によって算定した額とする。</p> <p>なお、知的障害児通園施設、盲児施設又はろうあ児施設に措置幼児がそれぞれ入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童数×支弁率</p> <div style="text-align: center; margin-left: 200px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置人員</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その施設のその月の月初日の総措置人員</td> </tr> </table> </div> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員（その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(4) 幼児加算分月額保護単価×その月初日の措置幼児数</p>	その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置人員	その施設のその月の月初日の総措置人員	
その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置人員						
その施設のその月の月初日の総措置人員						

(2) 生活費 諸費	ア 一般生活費 一 般 生 活 費 施 設、 知 的 障 害 児 通 園 施 設、 第 二 種 自 閉 症 児 施 設、 知 的 障 害 児 通 園 施 設、 盲 児 施 設、 ろ う あ 児 施 設、 難 聽 幼 児 通 園 施 設、 肢 体 不 自 由 児 療 護 施 設 の 措 置 児 童	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(1) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児療護施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、知的障害児施設において重度知的障害児があるとき、第二種自閉症児施設において重度自閉症児があるとき又は盲児施設若しくはろうあ児施設において盲ろうあ重度児があるときは、重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費又は盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護施設においては肢体不自由児療護重度加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算 式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童数</p> <p>一般生活費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設 種 別</th> <th>一般生活費 (月 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設</td> <td>47,340円</td> </tr> <tr> <td>知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設</td> <td>14,570円</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 種 別	一般生活費 (月 額)	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	47,340円	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設	14,570円
施 設 種 別	一般生活費 (月 額)								
知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	47,340円								
知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設	14,570円								

イ 重 度 知 的 障 害 児 加 算 費	知的障害児施設の措置児童であって、別に定める基準により重度棟に入所しているもの	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式(2)</p> <p>次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p>																														
ウ 重 度 自 閉 症 児 加 算 費	第二種自閉症児施設の措置児童であって、別に定める基準により重度自閉症児と認定されたもの	その児童の監護及び日常経費等	<p>重度加算費保護単価表（措置児童1人当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重度加算費</th><th colspan="2">施設種別（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児施設</td><td>25%加算分</td><td>46,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>30%加算分</td><td>56,300円</td></tr> <tr> <td>第二種自閉症児施設</td><td>25%加算分</td><td>46,900円</td></tr> <tr> <td></td><td>30%加算分</td><td>56,300円</td></tr> <tr> <td>盲児施設</td><td>25%加算分</td><td>44,650円</td></tr> <tr> <td></td><td>30%加算分</td><td>53,590円</td></tr> <tr> <td>ろうあ児施設</td><td>25%加算分</td><td>40,790円</td></tr> <tr> <td></td><td>30%加算分</td><td>48,970円</td></tr> <tr> <td>肢体不自由児療護施設</td><td></td><td>56,300円</td></tr> </tbody> </table>	重度加算費	施設種別（月額）		知的障害児施設	25%加算分	46,900円		30%加算分	56,300円	第二種自閉症児施設	25%加算分	46,900円		30%加算分	56,300円	盲児施設	25%加算分	44,650円		30%加算分	53,590円	ろうあ児施設	25%加算分	40,790円		30%加算分	48,970円	肢体不自由児療護施設		56,300円
重度加算費	施設種別（月額）																																
知的障害児施設	25%加算分	46,900円																															
	30%加算分	56,300円																															
第二種自閉症児施設	25%加算分	46,900円																															
	30%加算分	56,300円																															
盲児施設	25%加算分	44,650円																															
	30%加算分	53,590円																															
ろうあ児施設	25%加算分	40,790円																															
	30%加算分	48,970円																															
肢体不自由児療護施設		56,300円																															
エ 盲 ろ う あ あ 児 重 度 加 算 費	盲児施設又はろうあ児施設の措置児童であって、別に定める基準により盲ろうあ重度児として認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等																															
オ 肢 体 不	肢体不自由児療護施設の措置児童	その児童の監護及び日常諸経費等																															

自由児療護重度加算費			
力強度行動障害特別処遇加算費	知的障害児施設、第二種自閉症児施設の措置児童であつて、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算式(3)</p> <p>強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価 224,050円 × その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>
キ重度重複障害児加算費	重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費、盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護重度加算費、重度肢体不自由児加算費の対象児童等で	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算式(4)</p> <p>重度重複障害児受入加算費月額保護単価 32,000円 × その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>

		あって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの		
ク 被 虐 待 児 受 入 加 算 費	知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設に入所する児童であって、別に定める基準により虐待を受けていた児童	その児童の監護及び日常諸経費等	算 式 (5)  被虐待児受入加算費月額保護単価37,700円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数	
(3) 肢 体 不	ア 点 数 分	肢体不自由児施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)により算定した額の合算額。なお、肢体不自由児施設入所部の措置児童については、保健衛生費、保育士等加算費、日用品費、指導訓練材料費、看護代替要員費及びスプリンクラー保守管理等費として算式(2)から(7)までにより算定した額を加算する。  算 式(1) ア その措置児童等が社会保険(健康保

自由児施設基本本分措置費

険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号。以下「健康保険の療養費の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年8月厚生省告示第237号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額。

ただし、75歳以上(昭和7年9月30日以前に生まれた者を含む。)又は65歳以上75歳未満であって老人保健法施行令(昭和57年政令第293号)別表第1に定める程度の障害の状態にある措置児童等がいる場合においては、老人保健法の規定による医療に関する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号。以下「老人保険の医療の算定基準」という。)及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額(その医療機関が老人保健法(昭和57年法律第80号)に規定する保険医療機関であり、かつ、その措置児童等が老人保健法に基づく給付の対象者である場合においては、同法に基づく給付が行われる額を控除した額)とする。

イ アに該当しない措置児童については、健康保険の療養費の算定方法に準じて算定した額

算式(2)

保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数

算式(3)

次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価×その月初日の措置児童数  
(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

保育士等加算費保護単価表（措置児童1人当たり月額）

措置児童数		50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで	
A欄	基本分	円 27,020	円 26,320	円 25,710	円 25,050	円 24,400	
B欄	加算分		2,380	2,310	2,260	2,180	2,120
措置児童数		91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで	
A欄	基本分	円 23,740	円 23,490	円 23,300	円 23,040	円 22,870	
B欄	加算分		2,110	2,050	2,060	2,040	2,000
措置児童数		141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人から180人まで	181人から190人まで	
A欄	基本分	円 22,670	円 22,530	円 22,420	円 22,300	円 22,210	
B欄	加算分						

欄		2,010	1,980	1,960	1,950	1,950
措置児童数	191人 から 200人 まで		201人 以上			
A 欄	基本分	円 22,090	円 22,030			
B 欄	加算分	1,960	1,930			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left( \begin{array}{l} \text{次の表の A 欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表の B 欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第 4 条の第 1 項及び第 2 項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

#### 乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,470円	1,810円

#### 算式(4)

日用品費月額保護単価 18,570円 × その月初日の措置児童数

#### 算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円 × そ

				の月初日の措置児童数
				算 式(6) 看護代替要員費月額保護単価 160円×そ の月初日の措置児童数
				算 式(7) スプリンクラー保守管理等費月額保護単 価 310円×その月初日の措置児童数各月初 日において、スプリンクラー設備（「消防法 施行令」（昭和36年政令第37号）、「同法施行 規則」（昭和36年自治省令第6号）に定め る設備・設置基準及び昭和62年10月27日消 防予第189号「既存の社会福祉施設に対す る消防用設備等の技術上の特例基準の適用 について」（消防庁予防課長通知）に基づ くスプリンクラー設備をいう。以下同じ。） を設置している施設（地方公共団体及び社 会福祉事業団等の経営する施設を除く。）
イ	(ア) 重 度	入所部 の別に 定める	その児童 の看護及 び日常諸	(注) 肢体不自由児施設の措置児童につい ては、この欄に掲げる経費のほか、肢 体不自由児施設入所部の措置児童にあ つては、教育費、学校給食費、見学旅 行費、入進学支度金、特別育成費、夏 季等特別行事費、期末一時扶助費、医 療費、職業補導費、就職支度費及び葬 祭費を、肢体不自由児施設通園部の措 置児童にあっては、教育費を支弁でき るものとし、これらの経費の支弁要件、 その使途及び各月の支弁額の算式につ いては、この表の(7)から(15)まで、 (17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。

	点数分以外の分	肢 体 不 自 由 児 加 算 費	基準による肢 体不自由児重 度棟の措置児 童	経費等	
	(イ) 通園指導費	通園部の措置児童	その児童の看護及び施設運営に必要な事務費等	通園指導費月額保護単価 48,920円×その月初日の措置児童数（ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算費として 4,360円を加算した額とする。）	
	(ウ) 指導訓練料等練習費	通園部の措置児童	その児童の指導訓練材料費及び給食費	指導訓練材料等費日額保護単価 510円×その月の措置児童出席延人員数	
(4) 肢体不自由	指定医療機関の措置肢体不自由児	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額  算式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児施設基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額  算式(2) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 18,570円 × その月初日の措置児童数  算式(3) (保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 20,470円		

由  
児  
療  
育  
費

×その月初日の措置児童数  
ただし、乳幼児を措置しているときは、  
次の算式により算定した額を合算する。  
乳幼児保育士等加算費月額保護単価  
20,470円×その月初日の措置乳幼児数  
(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉  
法第4条の第1項及び第2項に規定  
する「乳児」及び「幼児」を総称し  
たものとする。

算式(4)

(重度肢体不自由児加算費分)

重度肢体不自由児加算費月額保護単価  
56,300円×その月初日の措置児童数（すべ  
ての措置児を重度棟に入所されているもの  
とみなす。）

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×そ  
の月初日の措置児童数

算式(6)

特別訓練費月額保護単価 800円×その月  
初日において15歳をこえた児童であって、  
教育費又は、特別育成費を支弁されない措  
置児童数

算式(7) (被虐待児受入加算費分)

被虐待児受入加算費月額保護単価37,700  
円×その月初日の別に定める基準による被  
虐待児数

(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、  
学校給食費、見学旅行費、入進学支度金  
、特別育成費、夏季等特別行事費、期末  
一時扶助費、他の病院で医療をうける場  
合については医療費及び葬祭費を支弁で  
きるものとし、その支弁要件、その使途  
及び各月の支弁額の算式については、こ

			の表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。
(5) 第一種自閉症児施設の措置児童 施設 基 本 設 施	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額。  算 式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児施設基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額  算 式(2) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数  算 式(3) (保育士等加算費) 次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価 × その月初日の措置児童数  ( 地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)	

保育士等加算費保護単価表（措置児童1人当たり月額）

措 置 児 童 数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A 欄	基 本 分	円	円	円	円	円
		71,960	70,960	69,910	68,860	67,820

分 措 置 費	B 欄	加 算 分	6,420	6,320	6,220	6,140	6,030	
	措 置 児 童 数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上		
	A 欄	基 本 分	円 67,440	円 67,110	円 66,760	円 66,360		
	B 欄	加 算 分	6,000	5,990	5,930	5,910		

算 式(4) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円

×その月初日の措置児童数

算 式(5) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円

×その月初日の措置児童数

算 式(6) (重度自閉症児加算費分)

次の表の重度自閉症児加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準により重度自閉症児と認定された措置児童数

重度自閉症児加算費保護単価表

(措置児童 1人当たり)

区 分	保護単価 (月額)
25%加算分	46,900円
30%加算分	56,300円

算 式(7) (スプリンクラー保守管理等費分)

			<p>スプリンクラー保守管理等費月額保護単価（40人以下施設） 930円×その月初日の措置児童数</p> <p>各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設（地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。）</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(10)まで及び(12)、(13)、(14)、(15)、(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(6) 重 症 心 身 障 害	重症心身障害児施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>(1) 次の算式(1)から算式(6)までにより算定した額の合算額。</p> <p>算 式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児施設基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算 式(2) (指導費分) 指導費月額保護単価 230,510円 × その月初日の措置児童数</p> <p>算 式(3) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 18,570円 × その月初日の措置児童数</p> <p>算 式(4) (看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 160円 × その月初日の措置児童数 (指定医療機</p>

児 療 育 費		<p>関に入所させる場合は除く。)</p> <p><b>算 式(5) (療育訓練費分)</b>      療育訓練費月額保護単価 420円      ×その月初日の措置児童数</p> <p><b>算 式(6) (スプリンクラー保守管理等費分)</b>      スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310円×その月初日の措置児童数      各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設（地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。）</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(10)まで、(12)、(13)、(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(7) 教 育	知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設、肢体不自 由児を入所させる 指定医療機関、肢 体不自由児療護施 設若しくは重症心 身障害児施設の措 置児童であつて義 務教育諸学校又は 特別支援学校の高 等部に在学中のも の及び特別支援学	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1)その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等代</p> <p>(2)教材代</p> <p>(3)通学代</p> <p>次の算式(1)によって算定した額。      ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。</p> <p>なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p><b>算 式(1)</b>      次の表の教育費学年別月額保護単価      ×その月の学年別就学措置児童数      教育費保護単価表（措置児童1人当たり）</p>

費	校の高等部第1学年に入学するものの、 (4)その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	のための交通費 特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部
			保護単価 (脇)	円	円	円
				2,110	4,180	4,180
<b>算式(2)</b>						
その施設のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額						
<b>算式(3)</b>						
その施設のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるもの（知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設又は肢体不自由児施設に限りその児童が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。）があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額						
<b>算式(4)</b>						
特別加算費年額保護単価 57,300円 ×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数						
(8)	知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児	その児童のその学 校給食に	その施設のその月におけるその措置児童が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費			

学校給食費	施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	必要な経費	を合算した額の合算額								
(9)見学旅行費	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価 × その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表（措置児童1人当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3学年 (高等学校を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	特別支援学校の高等部第3学年 (高等学校を含む。)	108,200円
学年別	保護単価 (年額)										
小学校第6学年	20,600円										
中学校第3学年	55,900円										
特別支援学校の高等部第3学年 (高等学校を含む。)	108,200円										

(10) 入 進 学 支 度 金	知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設入所部、肢 体不自由児を入所 させる指定医療機 関、肢体不自由児 療護施設若しくは 重症心身障害児施 設の措置児童であ って、小学校第1学年 に入学し、又は中学校第1学年 に進学するもの。	その児童 の入進学 に際し必 要な学童 用品等の 購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p><b>算 式</b></p> <p>次の表の入進学支度金学年別年額保護単価 ×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="806 692 1356 1035"> <thead> <tr> <th>学 年 别</th><th>保護単価 (年額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td><td>39,500円</td></tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td><td>46,100円</td></tr> </tbody> </table>	学 年 别	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円
学 年 别	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	39,500円								
中学校第1学年進学児童	46,100円								
(11) 特 別 育 成 費	肢体不自由児施設 入所部、肢体不自 由児を入所させる 指定医療機関若し くは肢体不自由児 療護施設の措置児 童であって、別に 定めるところによ り、高等学校に在 学しているもの及 び高等学校第1学 年に入学するも の。	次に掲げ る経費 (1)その 児童の高 等学校在 学中にお ける教育 に必要な 授業料、 クラブ費 等の学校 納付金、 教科書代 学用品費 等の教科 學習費、 通學費等 (2)その 児童の高	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p> <p><b>算 式(1)</b></p> <p>次の表の特別育成費公私別月額保護単価 ×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="870 1620 1303 1963"> <thead> <tr> <th>公 私 別</th><th>保護単価 (月額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td><td>22,270円</td></tr> <tr> <td>私立高等学校</td><td>32,970円</td></tr> </tbody> </table> <p><b>算 式(2)</b></p>	公 私 別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公 私 別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,270円								
私立高等学校	32,970円								

		等学校入学に際し必要な学用品費等	特別加算費年額保護単価 57,300円 × 高等学校第1学年入学措置児童数
(12)  夏 季 等 特 別 行 事 費	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するに必要な交通費等	次の算式によって算定した額  算 式 夏季等特別行事費 1件当たり保護単価 3,000円 × 夏季等特別行事参加措置児童数
(13)  期 末 一 時 扶 助 費	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。  算 式 期末一時扶助費年額保護単価 5,070円 × 12月初日の措置児童数

(14) 医療費	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設若しくは重症心身障害児施設の措置児童であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額  <b>算 式</b>          その施設のその月におけるその措置児童等につき、健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額          ただし、75歳以上（昭和7年9月30日以前に生まれた者を含む。）又は65歳以上75歳未満であって老人保健法施行令別表第1に定める程度の障害の状態にある措置児童等がいる場合においては、その施設のその月におけるその措置児童等につき老人保健の医療の算定基準及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が老人保健法に規定する保険医療機関であり、かつ、その措置児童等が老人保健法に基づく給付の対象者である場合においては、同法に基づく給付が行われる額を控除した額）を合算し、その額とその施設のその月におけるその他の措置児童等について算定した上記の額を加えた額とする。          なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>
(15) 職業補	知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部若しくは肢体不自由児療護施設の措置児童であって、義務	次に掲げる経費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書	<p>次の算式により算定した額の合算額  <b>算 式(1)</b>          その施設のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により違う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費</p>

導 費	教育を終了した後 公共職業訓練所等 の職業補導機関に 通うもの。	代等	算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,800円× その月の職業補導機関に通っている措置児童数																												
(16) 児 童 用 採 暖 費	知的障害児施設、 第二種自閉症児施設、 知的障害児通園施設、 盲児施設、 ろうあ児施設、難 聴幼児通園施設若 しくは肢体不自由 児療護施設の措置 児童	その児童 の冬期の 採暖に必 要な経費	次の算式によって算定した額 ただし、その支弁のできる期間は、10月分か ら翌年3月分までに限る。  算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価 ×その月初日の措置児童数																												
児童用採暖費保護単価表（措置児童1人当たり）																															
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設種別 ＼</th><th>級地別</th><th>5級地</th><th>4級地</th><th>3級地</th><th>2級地</th><th>その他の地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td></td><td>6,820</td><td>5,220</td><td>3,380</td><td>2,520</td><td>1,260</td><td></td></tr> <tr> <td>知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設</td><td>1,130</td><td>960</td><td>590</td><td>380</td><td>190</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設種別 ＼	級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域	知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	円	円	円	円	円	円		6,820	5,220	3,380	2,520	1,260		知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設	1,130	960	590	380	190	
施設種別 ＼	級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域																									
知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	円	円	円	円	円	円																									
	6,820	5,220	3,380	2,520	1,260																										
知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設	1,130	960	590	380	190																										
(注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に規定する級地区分を使用すること。																															
(17) 就 職 支	知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設入所部若し くは肢体不自由児 療護施設の措置児 童であって、その 児童が就職するた	(1)その 児童の就 職に際し 必要な寝 具類、被 服類等の 購入費	次の算式(1)によって算定した額とし、入 所措置が解除される日の属する月の措置費と して支弁する。ただし、別に定める基準に該 当する場合においては、算式(2)によって算 定した額を加算する。  算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 71,000円 ×その月の就職による措置解除児童数																												

度 費	めその入所の措置 が解除されること となったもの。	職に際し 必要な住 居費、生 活費等	<p>算 式(2)</p> <p>就職支度費 1件当たり特別基準保護単価  <math>137,510\text{円} \times \text{その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数}</math></p>
(18) 葬 祭 費	知的障害児施設、 自閉症児施設、盲 児施設、ろうあ児 施設、肢体不自由 児施設入所部、肢 体不自由児を入所 させる指定医療機 関、肢体不自由児 療護施設若しくは 重症心身障害児施 設の措置児童であ って、死亡したも の（以下「死亡児」 という。）	その死亡 児の火葬 又は埋葬 納骨その他葬祭の ために必 要な経費	<p>次の算式により算定した額。ただし、その 死亡児の葬祭に要した費用の総額が 153,900 円をこえる場合であって、その総額のうちに 火葬に要した費用の額が 450円をこえるときはそのこえる額を、自動車の料金その他死体 の運搬に要した費用の額が 10,760円をこえるときは 8,940円の範囲内においてそのこえ る額を、それぞれ加算する。</p> <p>算 式</p> <p>葬祭費 1件当たり保護単価 153,900円  <math>\times \text{死亡児数}</math></p>

別表3

費目の 種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児施設給付費	児童福祉法第24条の2に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用	児童福祉法第24条の2の規定に基づき、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児施設給付費	児童福祉法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	児童福祉法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児施設医療費	児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	児童福祉法第24条の20の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

別表 4-1

## 障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ  (所得割の額のない世帯)  4,500	2,200
C 2		所得割の額がある世帯  6,600	3,300
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000円以下  9,000	4,500
D 2		30,001円から 80,000円まで  13,500	6,700
D 3		80,001円から 140,000円まで  18,700	9,300
D 4		140,001円から 280,000円まで  29,000	14,500
		その月のその措置	

D 5	280,001円から 500,000円まで	児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円をこえるときは41,200円とする。）	20,600
D 6	500,001円から 800,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円をこえるときは54,200円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円をこえるときは27,100円とする。）
D 7	800,001円から 1,160,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円をこえるときは68,700円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円をこえるときは34,300円とする。）
D 8	1,160,001円から 1,650,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円をこえるときは85,000円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円をこえるときは42,500円とする。）
D 9	1,650,001円から 2,260,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円をこえるときは102,900円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円をこえるときは51,400円とする。）
D 10	2,260,001円から 3,000,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、そ	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、そ

		の額が122,500円をこえるときは122,500円とする。)	の額が61,200円をこえるときは61,200円とする。)
D 11	3,000,001円から 3,960,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円をこえるときは143,800円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円をこえるときは71,900円とする。）
D 12	3,960,001円から 5,030,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円をこえるときは166,600円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円をこえるときは83,300円とする。）
D 13	5,030,001円から 6,270,000円まで	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円をこえるときは191,200円とする。）	その月のその措置児童にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円をこえるときは95,600円とする。）
D 14	6,270,001円以上	全額徴収	全額徴収

備	<p>1. この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2. この表のD 1～D 14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40</p>
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得稅法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得稅及び法人稅の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得稅の額をいう。

ただし、所得稅額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得稅法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項

- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)  
附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設をいう。

4 入所者の年齢が20歳以上の場合は、上表にかかわらず、(1)当分の間徵収金基準額(D14階層を除く。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)を徵収金基準額とし、(2)B階層に属する世帯の徵収金基準額は0円とする。

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徵収金基準額は0円とする。

- ① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- ② 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法第6条の自立支援給付の受給者(障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。)又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

- ④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月

の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設この表の基準額(4の適用後の基準額を含む。)に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

別表4-2

障害児施設徴収金基準額表(入所者用)

対象収入等による階層区分		知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設	
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	
1	生活保護法による被保護者 (単給を含む。)	0円	
(1階層を除き対象収入額区分が次の額である者)			
2	0円～ 270,000円	0円	
3	270,001～ 280,000	1,000	
4	280,001～ 300,000	1,800	
5	300,001～ 320,000	3,400	
6	320,001～ 340,000	4,700	
7	340,001～ 360,000	5,800	
8	360,001～ 380,000	7,500	
9	380,001～ 400,000	9,100	
10	400,001～ 420,000	10,800	
11	420,001～ 440,000	12,500	
12	440,001～ 460,000	14,100	
13	460,001～ 480,000	15,800	
14	480,001～ 500,000	17,500	
15	500,001～ 520,000	19,100	
16	520,001～ 540,000	20,800	
17	540,001～ 560,000	22,500	
18	560,001～ 580,000	24,100	
19	580,001～ 600,000	25,800	
20	600,001～ 640,000	27,500	

21	640,001	～	680,000		30,800
22	680,001	～	720,000		34,100
23	720,001	～	760,000		37,500
24	760,001	～	800,000		39,800
25	800,001	～	840,000		41,800
26	840,001	～	880,000		43,800
27	880,001	～	920,000		45,800
28	920,001	～	960,000		47,800
29	960,001	～	1,000,000		49,800
30	1,000,001	～	1,040,000		51,800
31	1,040,001	～	1,080,000		54,400
32	1,080,001	～	1,120,000		57,100
33	1,120,001	～	1,160,000		59,800
34	1,160,001	～	1,200,000		62,400
35	1,200,001	～	1,260,000		65,100
36	1,260,001	～	1,320,000		69,100
37	1,320,001	～	1,380,000		73,100
38	1,380,001	～	1,440,000		77,100
39	1,440,001	～	1,500,000		81,100
40	1,500,001円以上				81,100円 + (150万円超過額 × 0.9 ÷ 1 2月) (100円未満切捨て)

#### 備 考

当分の間、上表にかかわらず費用徴収基準月額の上限を次のとおりとする。

重症心身障害児施設	90,000円
その他の施設	50,000円

※ この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から別に定める基本控除及び租税等の額を控除した額をいう。

別表5 障害児施設事務費の保護単価（児童1人当たり）表

## 1 一般分保護単価

## (1) 知的障害児施設

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
10人	円 397,850	円 392,020	円 390,500	円 387,540	円 384,600	円 381,660	円 380,180	円 378,700	円 377,240	円 375,780	円 374,300	円 372,770	円 371,290	円 369,810	円 366,870	円 365,360	円 363,860	円 360,900	円 357,910
11～20	円 273,810	円 269,670	円 268,630	円 266,550	円 264,490	円 262,400	円 261,370	円 260,330	円 259,310	円 258,290	円 257,250	円 255,140	円 254,110	円 252,000	円 250,950	円 249,900	円 247,810	円 245,760	
30人まで	円 216,450	円 213,210	円 212,460	円 210,940	円 209,390	円 207,850	円 207,090	円 206,330	円 205,560	円 204,790	円 204,030	円 203,260	円 202,490	円 201,720	円 200,200	円 199,420	円 198,650	円 197,110	円 195,560
31～40	円 198,010	円 195,020	円 194,320	円 192,910	円 191,470	円 190,080	円 189,350	円 188,650	円 187,930	円 187,210	円 186,510	円 185,800	円 185,100	円 184,400	円 182,970	円 182,280	円 181,540	円 180,120	円 178,720
41～50	円 186,850	円 184,000	円 183,330	円 181,980	円 180,630	円 179,270	円 178,570	円 177,900	円 177,220	円 176,540	円 175,870	円 175,190	円 174,510	円 173,840	円 172,490	円 171,810	円 171,110	円 169,760	円 168,410
51～60	円 180,540	円 177,810	円 177,150	円 175,830	円 174,500	円 173,170	円 172,520	円 171,840	円 171,180	円 170,530	円 169,870	円 169,210	円 168,540	円 167,880	円 166,580	円 165,930	円 165,270	円 163,940	円 162,600
61～70	円 174,460	円 171,750	円 171,100	円 169,830	円 168,540	円 167,240	円 166,600	円 165,960	円 165,310	円 164,660	円 164,040	円 163,410	円 162,770	円 162,140	円 160,870	円 160,230	円 159,560	円 158,300	円 157,010
71～80	円 170,250	円 165,690	円 165,060	円 163,790	円 162,560	円 161,320	円 160,690	円 160,060	円 159,450	円 158,840	円 158,220	円 157,590	円 156,980	円 156,370	円 155,150	円 154,520	円 153,870	円 152,660	円 151,420
81～90	円 162,240	円 159,710	円 159,100	円 157,910	円 156,720	円 155,510	円 154,910	円 154,320	円 153,710	円 153,100	円 152,510	円 151,920	円 151,300	円 150,720	円 149,530	円 148,920	円 148,320	円 147,100	円 145,900
91～100	円 156,170	円 153,720	円 153,150	円 151,970	円 150,790	円 149,640	円 149,050	円 148,490	円 147,890	円 147,300	円 146,740	円 146,190	円 145,590	円 145,010	円 143,860	円 143,280	円 142,650	円 141,490	円 140,330
101～110	円 155,320	円 152,880	円 152,310	円 151,710	円 150,000	円 148,830	円 148,260	円 147,670	円 147,080	円 146,510	円 145,940	円 145,380	円 144,820	円 144,230	円 143,070	円 142,490	円 141,930	円 140,780	円 139,610
111～120	円 154,570	円 152,140	円 151,550	円 150,390	円 149,240	円 148,080	円 147,510	円 146,940	円 146,360	円 145,780	円 145,220	円 144,660	円 144,090	円 143,500	円 142,360	円 141,790	円 141,220	円 140,060	円 138,910
121～130	円 153,750	円 151,350	円 150,760	円 149,610	円 148,470	円 147,330	円 146,770	円 146,190	円 145,610	円 145,040	円 144,480	円 143,900	円 143,340	円 142,760	円 141,610	円 141,020	円 140,450	円 139,300	円 138,170
131～140	円 152,600	円 150,270	円 149,730	円 148,610	円 147,490	円 146,380	円 145,810	円 145,250	円 144,690	円 144,130	円 143,570	円 142,440	円 141,990	円 140,780	円 140,220	円 139,630	円 138,530	円 137,420	
141～150	円 152,170	円 149,780	円 149,220	円 148,080	円 146,940	円 145,810	円 145,250	円 144,670	円 144,120	円 143,550	円 142,980	円 142,400	円 141,830	円 141,250	円 140,110	円 139,560	円 138,990	円 137,850	円 136,710
151～160	円 151,050	円 148,700	円 148,130	円 147,030	円 145,910	円 144,790	円 144,200	円 143,620	円 143,080	円 142,530	円 141,940	円 141,370	円 140,800	円 140,210	円 139,070	円 138,520	円 137,960	円 136,830	円 135,690
161～170	円 149,990	円 147,640	円 147,100	円 146,010	円 144,870	円 143,720	円 143,170	円 142,610	円 142,050	円 141,480	円 140,940	円 140,370	円 139,820	円 139,240	円 138,120	円 137,560	円 136,960	円 135,830	円 134,710
171～180	円 148,930	円 146,610	円 146,030	円 144,890	円 143,790	円 142,680	円 142,110	円 141,540	円 141,020	円 140,500	円 139,920	円 139,340	円 138,790	円 138,230	円 137,130	円 136,540	円 135,970	円 134,890	円 133,770
181～190	円 147,780	円 145,470	円 144,910	円 143,800	円 142,700	円 141,600	円 140,530	円 139,950	円 139,410	円 138,850	円 138,270	円 137,740	円 137,190	円 136,070	円 135,510	円 134,950	円 133,850	円 132,760	
191人以上	円 146,690	円 144,410	円 143,850	円 142,730	円 141,640	円 140,550	円 139,470	円 138,930	円 138,380	円 137,830	円 137,290	円 136,720	円 136,190	円 135,080	円 134,530	円 133,990	円 132,900	円 131,790	

(注) 「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設を本体施設とし、障害者支援施設（障害者自立支援法施行後もなお従前の例により運営している身体障害者更生施設を含む。以下この別表5において同じ。）を併設する場合に適用すること。

## (1) -2 知的障害児施設

(障害者支援施設を本体施設とし知的障害児施設を併設する場合)

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
10人	円 146,020	円 144,130	円 143,670	円 142,720	円 141,780	円 140,800	円 140,330	円 139,840	円 139,380	円 138,890	円 138,410	円 137,950	円 137,470	円 137,000	円 136,040	円 135,550	円 135,080	円 134,120	円 133,180
11～20	円 148,640	円 146,510	円 145,960	円 144,860	円 143,780	円 142,700	円 142,170	円 141,630	円 141,080	円 140,530	円 140,000	円 139,480	円 138,970	円 138,430	円 137,370	円 136,800	円 136,240	円 135,150	円 134,090

## (2) 第二種自閉症児施設

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
40人まで	円 215,310	円 211,980	円 211,060	円 209,550	円 208,020	円 206,490	円 205,700	円 204,930	円 204,170	円 203,390	円 202,650	円 201,900	円 201,140	円 200,370	円 198,850	円 198,110	円 197,370	円 195,860	円 194,330
41～50	円 213,780	円 210,560	円 209,680	円 208,130	円 206,580	円 205,020	円 204,270	円 203,510	円 202,720	円 201,910	円 201,170	円 200,430	円 199,660	円 198,890	円 197,330	円 196,580	円 195,830	円 194,270	円 192,760
51～60	円 204,980	円 201,870	円 201,040	円 199,560	円 198,070	円 196,580	円 195,820	円 195,090	円 194,340	円 193,560	円 192,860	円 192,110	円 191,370	円 190,630	円 189,150	円 188,420	円 187,700	円 186,220	円 184,770
61～70	円 196,260	円 193,190	円 192,370	円 190,950	円 189,510	円 188,090	円 187,360	円 186,630	円 185,930	円 185,210	円 184,500	円 183,790	円 183,080	円 182,370	円 180,950	円 180,250	円 179,520	円 178,120	円 176,730
71人以上	円 187,380	円 184,430	円 183,660	円 182,320	円 180,940	円 179,560	円 178,880	円 178,200	円 177,500	円 176,790	円 176,110	円 175,440	円 174,760	円 174,070	円 172,690	円 172,020	円 171,350	円 169,970	円 168,640

(注) 肢体不自由児、難聴児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
30人まで	円 130,350	円 128,270	円 127,780	円 126,760	円 125,750	円 124,760	円 124,240	円 123,750	円 123,250	円 122,730	円 122,250	円 121,750	円 121,230	円 120,730	円 119,710	円 119,190	円 118,700	円 117,680	円 116,660
31～40	円 119,420	円 117,510	円 117,030	円 116,100	円 115,190	円 114,270	円 113,810	円 113,360	円 112,910	円 112,440	円 111,990	円 111,500	円 111,060	円 110,580	円 109,680	円 109,200	円 108,740	円 107,800	円 106,880
41～50	円 115,550	円 113,810	円 113,370	円 112,470	円 111,570	円 110,690	円 110,230	円 109,790	円 109,340	円 108,910	円 108,460	円 108,010	円 107,560	円 107,120	円 106,220	円 105,770	円 105,310	円 104,420	

## (4) 盲児施設

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	B級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
30人まで	198,000	195,080	194,370	193,000	191,600	190,190	189,470	188,780	188,070	187,380	186,680	185,990	185,280	184,580	183,210	182,480	181,790	180,380	178,990
31～40	178,970	176,290	175,640	174,360	173,070	171,810	171,160	170,520	169,900	169,270	168,610	167,940	167,320	166,680	165,430	164,780	164,130	162,870	161,610
41～50	167,310	164,750	164,150	162,930	161,710	160,500	159,910	159,290	158,690	158,080	157,470	156,860	156,250	155,660	154,430	153,830	153,200	151,980	150,780
51～60	161,840	159,390	158,810	157,670	156,480	155,280	154,720	154,120	153,520	152,930	151,330	151,750	151,150	150,560	149,370	148,790	148,190	147,020	145,850
61～70	156,720	154,270	153,700	152,560	151,400	150,260	149,680	149,090	148,540	147,970	147,370	146,790	146,220	145,660	144,520	143,950	143,360	142,230	141,110
71～80	151,560	149,200	148,650	147,540	146,420	145,290	144,750	144,190	143,620	143,060	142,500	141,930	141,380	140,820	139,710	139,140	138,600	137,490	136,400
81～90	146,380	144,110	143,590	142,500	141,420	140,330	139,790	139,250	138,700	138,170	137,620	137,080	136,540	135,990	134,910	134,370	133,830	132,750	131,660
91人以上	141,250	139,050	138,540	137,520	136,440	135,380	134,870	134,350	133,800	133,270	132,770	132,260	131,740	131,200	130,160	129,630	129,100	128,040	126,980

## (4) - 2 盲児施設

(盲児施設を本体施設とし、ろうあ児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	B級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
10人	395,960	390,050	388,570	385,600	382,880	379,720	378,180	376,680	375,240	373,800	372,290	370,790	369,310	367,830	364,840	363,350	361,890	358,890	355,930
11～15	300,770	295,120	292,880	290,630	288,380	286,130	285,010	283,850	282,750	281,650	280,500	279,380	278,260	277,110	274,850	273,740	272,620	270,330	268,100
16～20	253,720	248,920	247,020	245,100	243,140	241,210	240,280	239,360	238,380	237,400	236,470	235,540	234,580	233,590	231,680	230,700	229,720	227,820	225,930
21～25	234,820	230,620	228,930	227,240	225,520	223,830	222,980	222,130	221,290	220,450	219,600	218,730	217,890	217,060	215,390	214,540	213,690	212,030	210,370
26～30	199,530	195,850	194,370	193,000	191,590	190,170	189,470	188,800	188,080	187,380	186,670	185,970	185,270	184,580	183,210	182,490	181,810	180,400	178,990
31～40	180,340	176,980	175,640	174,340	173,070	171,810	171,170	170,530	169,890	169,240	168,600	167,940	167,290	166,680	165,410	164,770	164,120	162,860	161,610
41～50	168,820	165,360	164,110	162,900	161,670	160,470	159,860	159,250	158,650	158,050	157,450	156,830	156,230	155,610	154,380	153,780	153,170	151,960	150,730
51～60	163,160	160,060	158,860	157,700	156,500	155,320	154,750	154,150	153,560	152,960	152,370	151,790	151,200	150,610	149,410	148,840	148,240	147,070	145,900
61～70	157,900	154,870	153,690	152,550	151,400	150,230	149,670	149,070	148,520	147,980	147,380	146,800	146,220	145,640	144,500	143,940	143,360	142,230	141,110
71～80	152,720	149,810	148,650	147,550	146,430	145,320	144,750	144,180	143,640	143,080	142,510	141,960	141,380	140,820	139,700	139,160	138,600	137,500	136,380
81～90	147,590	144,710	143,580	142,510	141,430	140,330	139,800	139,260	138,710	138,170	137,630	137,070	136,550	136,000	134,920	134,380	133,850	132,760	131,680
91人以上	142,390	139,610	138,560	137,520	136,460	135,400	134,880	134,360	133,810	133,280	132,760	131,730	131,210	130,160	129,630	129,110	128,050	126,980	

## (4) - 3 盲児施設

(ろうあ児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、盲児施設を併設する場合)

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	B級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
5人	172,980	170,930	170,390	169,350	168,290	167,240	166,730	166,220	165,690	165,160	164,650	164,150	163,610	163,080	162,040	161,510	160,970	159,930	158,900
6～10	141,250	139,350	138,850	137,900	136,950	135,380	135,510	135,010	134,530	134,060	133,580	133,110	132,620	132,140	131,160	130,700	130,220	129,270	128,330
11～15	128,670	126,850	126,400	125,510	124,600	123,670	123,200	122,740	122,290	121,840	121,380	120,910	120,450	120,000	119,100	118,630	118,170	117,250	116,320
16～20	124,430	122,620	122,160	121,250	120,320	119,420	118,970	118,500	118,050	117,600	117,140	116,690	116,240	115,760	114,740	114,370	113,910	112,980	112,090
21～25	120,720	118,980	118,530	117,650	116,740	115,840	115,390	114,960	114,510	114,060	113,620	113,170	112,720	112,290	111,410	110,980	110,540	109,660	108,780
26～30	115,800	114,080	113,640	112,780	111,920	111,040	110,600	110,160	109,720	109,300	108,850	108,430	107,990	107,550	106,690	106,260	105,810	104,940	104,070

## (5) ろうあ児施設

(ろうあ児施設を本体施設とし、盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	B級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
30人まで	197,040	194,040	193,360	191,950	190,540	189,150	188,450	187,740	187,060	186,380	185,670	184,960	184,250	183,550	182,170	181,460	180,750	179,350	177,990
31～40	178,080	175,390	174,760	173,500	172,220	170,940	170,290	169,640	169,010	168,380	167,730	167,080	166,440	165,810	164,520	163,900	162,260	160,740	158,740
41～50	166,500	163,940	163,360	162,180	160,970	159,760	159,150	158,500	157,920	157,330	156,710	156,080	155,470	154,860	153,630	153,050	152,460	151,230	150,000
51～60	161,220	158,710	158,140	156,980	155,810	154,520	154,040	153,440	152,840	152,260	151,680	151,060	150,470	149,880	148,710	148,110	147,520	146,350	145,180
61～70	156,130	153,690	153,110	151,990	150,830	149,590	149,090	148,510	147,940	147,380	146,810	146,250	145,670	145,080	143,940	143,370	142,810	141,650	140,500
71～80	151,070	148,690	148,130	147,030	145,920	144,790	144,250	143,690	143,120	142,580	142,030	141,460	140,910	140,340	139,240	138,680	138,140	137,020	135,910
81～90	146,040	143,730	143,200	142,160	141,060	139,970	139,440	138,910	138,360	137,790	137,270	136,740	136,190	135,640	134,920	134,040	133,510	132,410	131,330
91人以上	141,000	138,740	138,210	137,170	136,120	135,070	134,540	134,020	133,500	132,980	132,450	131,910	131,410	130,880	129,860	129,330	128,780	127,710	126,670

(5) - 3 ろうあ児施設

(盲児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
5人	円 172,780	円 170,740	円 170,240	円 169,200	円 168,170	円 167,150	円 166,610	円 166,080	円 165,590	円 165,100	円 164,570	円 164,040	円 163,520	円 162,980	円 161,940	円 161,420	円 160,900	円 159,890	円 158,880
6～10	141,140	139,260	138,760	137,810	136,860	135,900	135,440	134,970	134,470	133,980	133,510	133,050	132,550	132,090	131,120	130,630	130,150	129,200	128,250
11～15	128,910	127,080	126,610	125,710	124,790	123,870	123,430	122,980	122,520	122,070	121,590	121,130	120,670	120,220	119,310	118,870	118,430	117,510	116,600
16～20	125,450	123,610	123,140	122,210	121,280	120,370	119,900	119,440	119,000	118,550	118,080	117,620	117,140	116,690	115,770	115,300	114,840	113,930	113,010
21～25	120,050	118,270	117,810	116,900	116,020	115,140	114,680	114,220	113,800	113,370	112,900	112,430	112,000	111,560	110,680	110,230	109,800	108,910	108,000
26～30	116,400	114,680	114,250	113,420	112,530	111,660	111,220	110,800	110,340	109,900	109,460	109,040	108,600	108,160	107,280	106,830	105,400	105,520	104,640

(6) 聋哑幼児通園施設

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
30人まで	円 195,240	円 192,160	円 191,400	円 189,910	円 188,410	円 186,880	円 186,130	円 185,380	円 184,620	円 183,860	円 183,140	円 182,380	円 181,610	円 180,850	円 179,350	円 178,610	円 177,840	円 176,340	円 174,860
31～40	180,050	177,210	176,520	175,140	173,750	172,360	171,670	170,980	170,280	169,560	168,890	168,220	167,520	166,830	165,460	164,770	164,080	162,690	161,300
41人以上	172,230	169,500	168,850	167,550	166,220	164,890	164,230	163,590	162,930	162,240	161,600	160,960	160,300	159,640	158,320	157,650	156,970	155,660	154,320

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設における肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(7) 肢体不自由児療護施設

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
50人まで	円 234,470	円 230,800	円 229,920	円 228,170	円 226,460	円 224,740	円 223,850	円 222,980	円 222,140	円 221,300	円 220,420	円 219,540	円 218,660	円 217,780	円 216,060	円 215,190	円 214,310	円 212,590	円 210,890
51～60	229,980	226,470	225,620	223,930	222,240	220,520	219,660	218,800	217,960	217,130	216,260	215,390	214,560	213,740	212,060	211,210	210,360	208,650	206,920
61～70	225,730	222,180	221,320	219,670	218,020	216,340	215,490	214,650	213,830	213,020	212,160	211,310	210,480	209,640	207,970	207,150	206,330	204,630	202,940
71人以上	221,360	217,880	217,070	215,450	213,830	212,200	211,380	210,550	209,750	208,950	208,090	207,260	206,440	205,620	203,990	203,180	202,360	200,720	199,080

2 加算分保護単価

(1) 小規模施設加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症泥施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
10人まで	円 54,080	円 53,210	円 52,570	円 52,530	円 52,100	円 51,650	円 51,430	円 51,210	円 51,000	円 50,770	円 50,570	円 50,350	円 50,130	円 49,910	円 49,500	円 49,260	円 49,050	円 48,620	円 48,170
11～20	27,010	26,570	26,240	26,000	25,790	25,680	25,570	25,460	25,340	25,230	25,130	25,030	24,920	24,820	24,720	24,620	24,520	24,420	24,320
30人まで	17,900	17,610	17,530	17,380	17,250	17,130	17,050	16,970	16,930	16,870	16,790	16,700	16,640	16,560	16,430	16,350	16,290	16,160	16,030
31人以上	14,320	14,020	13,910	13,800	13,690	13,630	13,570	13,520	13,460	13,410	13,340	13,300	13,230	13,120	13,060	13,010	12,900	12,800	12,700

(注) 「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 小規模施設加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
5人	円 108,210	円 106,470	円 106,030	円 105,140	円 104,270	円 103,380	円 102,940	円 102,490	円 102,080	円 101,640	円 101,200	円 100,740	円 100,310	円 99,870	円 99,020	円 98,590	円 98,180	円 97,300	円 96,420
6～10	54,080	53,210	52,970	52,530	52,100	51,650	51,430	51,210	51,000	50,770	50,570	50,350	50,130	49,910	49,500	49,260	49,050	48,620	48,170
11～15	36,010	35,440	35,290	35,000	34,700	34,410	34,260	34,110	33,970	33,830	33,670	33,530	33,390	33,240	32,960	32,810	32,680	32,380	32,100
16～20	27,010	26,570	26,460	26,220	26,000	25,790	25,680	25,570	25,460	25,340	25,230	25,130	25,030	24,920	24,720	24,590	24,480	24,270	24,060
21～25	21,600	21,240	21,150	20,970	20,800	20,620	20,530	20,440	20,350	20,250	20,170	20,090	20,000	19,920	19,760	19,670	19,580	19,390	19,220
26～30	17,900	17,610	17,530	17,380	17,250	17,130	17,050	16,970	16,930	16,870	16,790	16,700	16,640	16,430	16,350	16,290	16,160	16,030	15,900

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）

○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

## (2) 職業指導員加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
10人まで 10 ~ 20	円 46,470 23,180	円 45,740 22,810	円 45,530 22,710	円 45,170 22,530	円 44,800 22,350	円 44,460 22,170	円 44,270 22,080	円 44,080 22,000	円 43,920 21,910	円 43,740 21,730	円 43,540 21,620	円 43,350 21,550	円 43,170 21,460	円 42,980 21,380	円 42,630 21,280	円 42,430 21,180	円 42,250 21,100	円 41,860 20,900	円 41,490 20,710
30人まで 31 ~ 40	円 15,340 12,290	円 15,110 12,100	円 15,070 12,060	円 14,960 11,980	円 14,830 11,890	円 14,700 11,780	円 14,640 11,730	円 14,590 11,680	円 14,510 11,620	円 14,440 11,570	円 14,370 11,520	円 14,310 11,470	円 14,250 11,440	円 14,140 11,380	円 14,060 11,300	円 13,990 11,260	円 13,890 11,210	円 13,780 11,110	円 13,780 11,020
41 ~ 50 51 ~ 60 61 ~ 70 71 ~ 80 81 ~ 90 91 ~ 100 101 ~ 110 111 ~ 120 121 ~ 130 131 ~ 140 141 ~ 150 151 ~ 160 161 ~ 170 171 ~ 180 181 ~ 190 191人以上	円 9,180 8,260 7,310 6,410 5,500 4,580 4,260 3,910 3,600 3,310 3,030 2,920 2,840 2,740 2,640 2,510	円 9,040 8,140 7,180 6,280 5,410 4,500 4,190 3,860 3,550 3,270 3,030 2,970 2,790 2,700 2,690 2,600 2,470	円 9,000 8,930 8,860 8,790 8,650 8,440 8,100 3,870 3,600 3,240 2,980 2,850 2,780 2,730 2,690 2,590 2,450	円 8,930 8,760 8,700 8,600 8,500 8,400 7,930 7,890 7,800 6,250 6,130 5,240 5,210 5,130 5,100 5,080	円 8,790 8,760 8,700 8,600 8,500 8,400 7,930 7,890 7,800 6,250 6,110 5,240 5,210 5,130 5,100 5,080	円 8,650 8,600 8,560 8,510 8,450 8,410 8,380 8,300	円 8,600 8,560 8,510 8,450 8,400 8,380 8,300	円 8,510 8,450 8,400 8,380 8,300	円 8,450 8,400 8,380 8,300	円 8,410 8,380 8,300	円 8,400 8,380 8,300	円 8,380 8,300	円 8,300 8,220						

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

## (2) - 2 職業指導員加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
5人 6 ~ 10	円 93,010 46,470	円 91,550 45,740	円 91,160 45,530	円 90,440 45,170	円 89,710 44,800	円 88,980 44,460	円 88,610 44,270	円 88,240 44,080	円 87,880 43,920	円 87,510 43,740	円 87,150 43,540	円 86,780 43,350	円 86,410 43,170	円 86,030 42,980	円 85,310 42,630	円 84,930 42,430	円 84,560 42,250	円 83,790 41,860	円 83,050 41,490
11 ~ 15 16 ~ 20 21 ~ 25 26 ~ 30	円 30,940 23,180	円 30,460 22,810	円 30,330 22,710	円 29,850 22,530	円 29,600 22,350	円 29,470 22,170	円 29,350 22,080	円 29,220 22,000	円 29,090 21,910	円 28,980 21,820	円 28,860 21,730	円 28,740 21,650	円 28,620 21,460	円 28,380 21,280	円 28,230 21,180	円 28,110 21,100	円 27,860 20,900	円 27,620 20,710	円 27,620 20,710

○盲児施設(障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合)

○ろうあ児施設(障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合)

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

## (3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
1人につき	円 24,470 24,090	円 23,990 23,800	円 23,610 23,420	円 23,330 23,240	円 23,140 23,030	円 22,870 22,850	円 22,790 22,690	円 22,520 22,440	円 22,330 22,320	円 22,310 22,290	円 22,280 22,270	円 22,170 22,160	円 22,090 21,950	円 22,000 21,870	円 21,950 21,870	円 21,870 21,750	円 21,750 21,650	円 21,650 21,530	円 21,530 21,410

## (4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価

地域区分 定員	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	15級地	16級地	17級地	18級地	その他
1人につき	円 52,810 52,000	円 51,810 51,420	円 51,020 50,620	円 50,420 50,230	円 50,030 50,030	円 49,830 49,630	円 49,440 49,440	円 49,230 49,030	円 49,030 48,630	円 48,450 48,450	円 48,240 47,850	円 47,850 47,450	円 47,450 47,050	円 47,050 46,650	円 46,650 46,250	円 46,250 45,850	円 45,850 45,450	円 45,450 45,050	円 45,050 44,650

## (5) 盲児施設、ろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	円 37,520
6 ~ 10	円 18,760
11 ~ 15	円 12,510
16 ~ 20	円 9,380
21 ~ 25	円 7,500
26 ~ 30	円 6,250
31 ~ 35	円 5,350

別表6

障害児施設の職種別職員定数表

(1) 知的障害児施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員4.3人につき1人。
保育士	ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

(1)-2 第二種自閉症児施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員4.3人につき1人。
保育士	ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
看護師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。

	以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医 師	医師1人。嘱託医2人。

(2) 知的障害児通園施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員	通じて定員7.5人につき1人。
保育士	
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	運転手 1人。 調理員等 2人。
嘱託医	1人。

(3) 盲児施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保育士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

(4) ろうあ児施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保育士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

(4) - 2 難聴幼児通園施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員4人につき1人。
保育士	ただし、職能訓練担当職員、言語訓練担当職員は、それぞれ2人以上置くものとする。
職能訓練担当職員	
言語訓練担当職員	
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	3人。
嘱託医	1人。

(5) 肢体不自由児療護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員	通じて定員3.5人につき1人。
保育士	
介助員	1人。
看護師	定員50人につき3人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。
嘱託医	1人。

別表7

知的障害児施設を本体施設とし障害者支援施設（障害者自立支援法施行後においてなお、従前の例により運営されている知的障害者更生施設を含む。以下この別表7において同じ。）を併設する場合の職種別定数表

職種別	職員の定数	
	本体施設	併設施設
	知的障害児施設	障害者支援施設
施設長	1人。	
児童指導員	通じて定員4.3人につき1人。	
保育士	ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	
介助員	1人。	
職業指導員	職業補導設備を有する施設については、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に	

	限る。	
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	
嘱託医	2人。	

盲児施設を本体施設としろうあ児施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
		ろうあ児施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設について は、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	
事務員	定員150人未満の場合は1人。	本体施設の職員と兼務とする。	

	定員 150人以上の場合は2人。		
調理員等	定員 90人未満の場合 は4人。 以下同様に 30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

ろうあ児施設を本体とし盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設	施設
	ろうあ児施設	盲児施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄養士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事務員	定員 150人未満の	本体施設の職員と兼	

	場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	務とする。	
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	

障害者支援施設を本体施設とし知的障害児施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数	
	本体施設	併設施設
	障害者支援施設	
施設長		本体施設の職員と兼務とする。
医師		本体施設の職員と兼務とする。
児童指導員 保育士		通じて定員4、3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員		職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士		本体施設の職員と兼務とする。
事務員		本体施設の職員と兼務とする。
調理員等		本体施設の職員と兼務とする。

障害者支援施設を本体施設とし盲児施設又はろうあ児施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	障害者支援施設	盲児施設	ろうあ児施設
施設長		本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

児童指導員 保育士		通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職業指導員		職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士		本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事務員		本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調理員等		本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
医師		本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。